

地域貢献地元企業の認定申請について

令和8年4月15日
新潟県新発田地域振興局地域整備部長

新潟県新発田地域振興局地域整備部（以下、「新発田地域整備部」という。）では、災害対応や除雪などの地域の安全・安心確保に貢献する地元企業の受注機会を確保するため、地域保全型工事の発注を実施してきました。

地域保全型工事の発注に当たっては、地域貢献地元企業として認定した業者の中から指名業者を選定することとしていますので、認定を希望される者は下記により申請してください。

記

1 申請期間

申請種別	受付期間	認定機関
定期申請	令和8年4月15日～令和8年5月14日	令和8年6月1日～令和10年5月31日
随時申請 (1回目)	令和8年5月15日～令和8年7月14日	令和8年8月1日～令和10年5月31日
随時申請 (2回目)	令和8年7月15日～令和8年10月14日	令和8年11月1日～令和10年5月31日
随時申請 (3回目)	令和8年10月15日～令和9年1月14日	令和9年2月1日～令和10年5月31日
随時申請 (4回目)	令和9年1月15日～令和9年5月14日	令和9年6月1日～令和10年5月31日

2 認定要件

次の1～3のすべての要件を満たす者であること。

- 1 土木一式工事に関し、入札参加資格を得ていること。
- 2 新発田地域整備部管内に主たる営業所があること。又は、県内に主たる営業所があり、且つ新発田地域整備部管内に10年以上従たる営業所があること。
- 3 次の(ア)から(ウ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 過去5年度（申請日の属する年度の前年度から遡って5年間。以下同じ。）内に、新発田地域整備部管内において、次の①から④に掲げるいずれかの実績を有すること。

ただし、県管理施設とは、道路、河川等直接県民の共同使用に供される土木系の県管理施設に限る。

- ① 県管理施設の除雪
- ② 平常時の県管理施設の点検・パトロール
- ③ 災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査
- ④ 国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事
- ⑤ 土地改良区から直接請け負った農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動（当該施設等の保全活動組織と協働で実施した活動を含む。）

⑥森林整備活動等

(イ) 前記(ア)に掲げる実績が無い場合において、新発田地域整備部管内において次に掲げるいずれかの実績を有すること。(①②については過去5年度以内、③については申請時)

- ①新潟県又は新潟県新発田地域振興局地域整備部と災害時の応援業務に関する協定を締結していること。
- ②消防団協力事業所として新潟県新発田地域振興局地域整備部管内の市町から認定を受けていること。
- ③新潟県 SDGs 推進建設企業登録制度の認定を受けていること。

(ウ) 前記(ア)(イ)に掲げる実績がない場合において、過去5年度内に、次の表に掲げるいずれかの実績を有すること。

管 内	実 績
各農林振興部 (農地関係) 管内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査（ただし、県管理施設は、排水機場などの農地系施設に限る。） ・国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事（ただし、土地改良区から直接請け負ったものも含める。） ・土地改良区から直接請け負った農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動（当該施設等の保全活動組織と協働で実施した活動を含む。）
各農林振興部 (林業関係) 管内	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事 ・森林整備活動等
各交通政策局関係 地域機関管内	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理施設の除雪（※） ・平常時の県管理施設の点検・パトロール（※） ・災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査（※） （※）ただし、県管理施設は、港湾施設に限る。 ・国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事

3 申請方法及び提出書類

「新潟県電子申請システム」にアクセスし、申請書等の電子データを添付の上、申請を行ってください。

なお、申請方法は電子申請のみとなっており、持参や郵送による申請は受付できかねますのでご注意ください。

【提出書類】

- ・申請書
- ・上記2の3(ア)から(ウ)に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類
- ・従たる営業所調書及び従たる営業所が新発田地域整備部管内で10年以上営業していることを証する書類（新発田地域整備部管内に主たる営業所がある者は添付不要です。）

4 問合せ先

新発田地域整備部 庶務課庶務係（建設業担当）

電話：0254-26-9194

5 その他

- 1 地域貢献地元企業として認定されても、入札において指名されることを保証するものではありません。
- 2 地域保全型工事の概要等については、県庁ホームページをご覧ください。
アドレス：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1194797758071.html>